

制震装置「BOSHIN」保証書

本保証書は、株式会社アバン設計発行の施工要領書をもとに、制震装置「BOSHIN」を施工した建築物であることを証明し、当該建築物の地震による被害を本書裏面記載の規定により保証いたします。

ただし、保証期間内においても以下の理由に該当する場合は保証いたしかねます。

- 本保証書のご提示がない場合。
- 本保証書にハウスマンティの社印及び保証番号が記載されていない場合。
- 裏面に記載した免責事項に該当する場合。
- 当社団の規定する書類の提出がなされない場合。

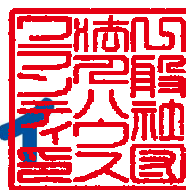
※本保証書を紛失された場合、直ちにハウスマンティに連絡し再発行の手続きを行って下さい。

保証書番号	
保証物件所有者	
保証物件所在地	
保証期間	



一般社団法人

ハウスマンティ



制震装置「BOSHIN」保証規定

第1条 [総則]

一般社団法人ハウスマンティ(以下、当社団という。)は表面記載の物件に施工された、株式会社アバン設計社製『BOSHIN』の制震性能を保証します。

第2条 [保証対象物件]

本保証は、株式会社アバン設計発行の施工要領書に則って『BOSHIN』が施工された新築、増築及び改築の建物を保証対象とします。

改築物件の場合、耐震改修工事を行い、耐震診断で上部構造評点1.0以上の建物であり、耐震基準適合証明書もしくは、それに準ずる書類の提出が必要です。

また、増築物件の場合は、新設の基礎、かつ基礎が既存住宅部分と独立している建物に限ります。

第3条 [保証期間]

保証書記載の保証期間開始日の午後4時より開始し、20年後の午後4時に終了します。また、20年以内であっても保証対象物件の滅失登記がなされたとき及び地震による全壊以外の罹災認定が適用された場合に終了します。

第4条 [保証内容]

本保証は、制震装置『BOSHIN』が地震によって所定の制震性能を発揮しなかったことに起因して主要構造部が著しく損壊し、当該建物の建て替えを余儀なくされた場合に、第5条に定める規定に基づき、建て替え費用を一部補填するものです。ただし、当該建物の所有者に直接金銭を支払うものではありません。

なお、当該建物の建て替え工事は、当社団が承認する工事会社が行います。

また、本保証には、休業補償等の営業補償は含まれておりません。

第5条 [保証限度額]

一保証物件につき当初の請負金額または2000万円のいずれか低い額を限度とし、以降毎年5%ずつの割合で減損していきます。

第6条 [保証を受けるための条件]

本保証を受けるためには新築時及び増改築時の設計図書が残っており、その設計図書どおりに施工されていることを必須とします。

保証対象建物は地震発生後に公的機関から「罹災認定」(＝全壊)を受けることが必要です。なお、物件の所有者を変更したときは、名義変更手続き(有償)が必要です。

本保証の申請は、当該建物の請負契約又は売買契約を締結した住宅供給事業者が行うものとします。

第7条 [保証免責事由]

以下の場合、保証が受けられませんので十分にご注意下さい。

- ① 新築時及び増改築時の請負契約書または売買契約書、設計図書、公的機関の「罹災認定」(＝全壊)、本保証書の全てが揃っていない場合
- ② 全壊以外の損害の場合
- ③ 当社団または当社団の指定する認定会社の調査により、設計図書どおりに施工されていないことが判明した場合
- ④ 事前に当社団の承認を得ずに増改築をした場合。
- ⑤ 所有者を変更したにも関わらず、名義変更手続きをしていない場合
- ⑥ 不適切な維持管理や通常予測できない使用状態に起因する場合
- ⑦ 当該建物の請負契約又は売買契約を締結した住宅供給事業者が倒産、破産、解散、廃止等により事業活動を行っていない場合
- ⑧ 白蟻防除工事等の有無に関わらず、白蟻の被害により地震による揺れに対する耐久性能が低下したことが認められた場合
- ⑨ 地震以外の要因(地震により生じた火災、延焼、津波、地形・地盤の変状(液状化を含みます)、近隣建物の倒壊などに起因する場合及び地震以外の振動や噴火、洪水、台風、落雷、竜巻など天変地異などに起因する場合、また、責めを負うべき第三者が存在するなどに起因する損壊が生じた場合を含む)により建物の損壊が生じた場合

一般社団法人 ハウスマンティ

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 11階
